

資料編

1 川越市生涯学習基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十六号

(設置)

第一条 生涯学習基本計画に関する事項について審議するため、川越市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿

会長 遠藤 克弥 副会長 松本 紀美子

分類	所属	氏名
1号委員 学識経験者	東京国際大学	遠藤 克弥
	尚美学園大学	真下 英二
	東洋大学	関 直規
2号委員 市内の公共的団体 等の代表者	川越市自治会連合会	櫻井 晶夫
	川越商工会議所	鈴木 陽一
	川越市PTA連合会	小島 智子
	川越市子ども会育成団体連絡協議会	松本 紀美子
	川越市交通安全母の会	鈴木 良枝
	川越市老人クラブ連合会	原 伸次
	川越市体育協会	河野 哲夫
	川越市文化団体連合会	市川 秀郎
	川越人権擁護委員協議会川越部会	谷島 恵美子
川越市ボランティア連絡会	米原 民子	
3号委員 学校教育機関 の代表者	川越地区私立幼稚園協会	保坂 幸
	川越市校長会	岩沢 庸夫
	埼玉県高等学校長協会川越ブロック	大野 好司
4号委員 市内に住所 を有する者	公 募	鈴木 光雄
	公 募	宿久 修
	公 募	小林 貞子
	公 募	矢野 礼美

※敬称略、順不同。

3 川越市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の生涯学習基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習基本計画の推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副会長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 会長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。

3 部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

4 部会において検討した結果は、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 推進会議及び部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月19日 市長決裁)

別表1（第3条関係）

政策企画課長 職員課長 市民活動支援課長 男女共同参画課長 市民センター推進室長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課長 国際文化交流課長 美術館長 福祉推進課長 こども政策課長 健康づくり支援課長 環境政策課長 教育総務課長 地域教育支援課長 中央公民館長 中央図書館長 学校管理課長

別表2（第5条関係）

政策企画課 職員課 市民活動支援課 男女共同参画課 市民センター推進室 文化芸術振興課 スポーツ振興課 国際文化交流課 美術館 福祉推進課 こども政策課 健康づくり支援課 環境政策課 教育総務課 地域教育支援課 中央公民館 中央図書館 学校管理課

4 計画策定の経緯

年月日	審議会等	協議事項等
平成27年3月16日	第1回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画の策定について
平成27年4月24日	第1回川越市生涯学習基本計画審議会	・委嘱書の交付 ・正副会長選出
平成27年6月25日	第2回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画骨子案について
平成27年7月3日	第2回川越市生涯学習基本計画審議会	・諮問 ・第三次川越市生涯学習基本計画骨子案について
平成27年8月31日	第3回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年9月13日	第3回川越市生涯学習基本計画審議会	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年10月13日	第4回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年10月22日	第4回川越市生涯学習基本計画審議会	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年11月10日	庁議	・第三次川越市生涯学習基本計画について
平成27年11月25日 ～ 平成27年12月24日	意見公募手続	・「第三次川越市生涯学習基本計画（原案）」に対する意見募集
平成28年1月29日	第5回川越市生涯学習基本計画審議会	・意見公募の結果について ・計画答申案について
平成28年2月12日	答申	・第三次川越市生涯学習基本計画について（答申）

第三次川越市生涯学習基本計画
平成28年3月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350 - 8601

川越市元町1丁目3番地1

電 話 049 - 224 - 8811 (代表)

049 - 224 - 6157 (直通)

F A X 049 - 224 - 8712

E-mail bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



リサイクル適性^(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。